

平成24年第1回御代田町議会定例会 議事日程（第4号）

平成24年3月12日

議案、請願・陳情に対する審査報告、表決

- 日程第 1 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第 5 議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第 6 議案第15号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第 7 議案第16号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 8 議案第17号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 9 議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第19号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 2 6 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度御代田町一般会計補正予算案（第 8 号）について
- 日程第 2 7 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 2 8 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 2 9 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 3 0 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予

算案（第４号）について

- 日程第３１ 議案第４０号 平成２３年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第４号）について
- 日程第３２ 発議第 ３号 中部横断自動車道の早期全線整備を求める意見書の提出について
- 日程第３３ 請願第 ６号 消費税増税に反対する請願
- 日程第３４ 請願第 ８号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
- 日程第３５ 請願第 ９号 ３０人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願
- 日程第３６ 請願第１０号 長野県独自の３０人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願
- 日程第３７ 陳情第１１号 国土交通省告示第１５号の履行に関する陳情
- 日程第３８ 陳情第１２号 最低制限価格の設定に関する陳情
- 日程第３９ 陳情第１３号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情

議案上程

- 日程第４０ 意見案第１４号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案について
- 日程第４１ 意見案第１５号 ３０人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案について
- 日程第４１ 意見案第１５号 原子力から安全で再生可能な自然エネルギーへの政策転換を求める意見書案について
- 日程第４２ 意見案第１６号 長野県独自の３０人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書案について
- 日程第４３ 意見案第１７号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書案について
- 日程第４４ 閉会中の継続審査について

平成 2 4 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 4 年 3 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 4 年 3 月 1 2 日	午後 0 0 時 0 6 分

第 4 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 4 年 3 月 1 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 4 年 3 月 1 2 日	午後 0 0 時 0 6 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	7 番 古 越 日 里
	8 番 古 越 弘

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	荻 原 眞 一	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	重 田 勝 彦		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 24 年 3 月 12 日 (月)

開 議 午前 10 時 00 分

○議長 (内堀恵人君) あらためまして、おはようございます。

本会議に入るに先だち、御代田町議会を代表して、改めて昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によってお亡くなりになられました皆さまに、慎んで哀悼の意を表するとともに、被災されたすべての皆さまに、心よりお見舞い申し上げ、1 分間の黙祷を捧げます。

○議会事務局長 (荻原謙一君) その場で全員ご起立をお願いいたします。

○議長 (内堀恵人君) 黙祷。

(全員 1 分間の黙祷)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 黙祷を終わります。

ご着席ください。

○議長 (内堀恵人君) これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

去る 3 月 2 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、請願、陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

――― 日程第 1 議案第 10 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

――― 日程第 2 議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

――― 日程第 3 議案第 12 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を

改正する条例案について―――

- ――日程第 4 議案第 1 3 号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び
処分に関する条例を廃止する条例案について――
- ――日程第 5 議案第 1 4 号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び
処分に関する条例を廃止する条例案について――
- ――日程第 6 議案第 1 5 号 御代田中学校建替基金に関する条例を
廃止する条例案について――
- ――日程第 7 議案第 1 6 号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び
処分に関する条例を制定する条例案について――
- ――日程第 8 議案第 1 7 号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び
処分に関する条例を制定する条例案について――
- ――日程第 9 議案第 1 8 号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等
に関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 1 0 議案第 1 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する
条例案について――
- ――日程第 1 1 議案第 2 0 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する
条例案について――
- ――日程第 1 2 議案第 2 1 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 1 3 議案第 2 2 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の
一部を改正する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 議案第 1 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 2 議案第 1 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第 3 議案第 1 2 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、日程第 4 議案第 1 3 号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、日程第 5 議案第 1 4 号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、日程第 6 議案第 1 5 号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について、日程第 7 議案第 1 6 号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、日程第 8 議案第 1 7 号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する

る条例を制定する条例案について、日程第9 議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第10 議案第19号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、日程第11 議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、日程第12 議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第13 議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 1ページをお開きください。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第12号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第13号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

議案第14号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

議案第15号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について

議案第16号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について

議案第17号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について

議案第18号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の

一部を改正する条例案について

議案第19号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

議案第20号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

議案第21号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第22号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について

2ページをお願いします。

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、議案第10号から議案第22号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第22号については、討論を省略し、ただちに一括採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

案について、議案第 1 2 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 3 号 御代田町都市計画基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、議案第 1 4 号 総合文化会館建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、議案第 1 5 号 御代田中学校建替基金に関する条例を廃止する条例案について、議案第 1 6 号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、議案第 1 7 号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、議案第 1 8 号 御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 1 9 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、議案第 2 0 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、議案第 2 1 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 2 2 号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 1 4 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計予算案

について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 1 4 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 1 ページをお開きください。

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第 2 3 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計予算案について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

2 ページをお願いします。

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（内堀恵人君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第23号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第23号 平成24年度御代田町一般会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第15 議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について―――

――― 日程第16 議案第25号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

- ――日程第17 議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計予算案について――
- ――日程第18 議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計予算案について――
- ――日程第19 議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療
特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第15 議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、日程第16 議案第25号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、日程第17 議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、日程第18 議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、日程第19 議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 1ページをお開きください。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について

議案第25号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

2ページをお願いします。

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました、議案第24号から議案第28号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号から議案第28号については、討論を省略し、ただちに一括採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第24号 平成24年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、議案第25号 平成24年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第26号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第27号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第28号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第20 議案第29号 平成24年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

―――日程第21 議案第30号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について―――

- ――日程第 2 2 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業
特別会計予算案について――
- ――日程第 2 3 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業
特別会計予算案について――
- ――日程第 2 4 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業
特別会計予算案について――
- ――日程第 2 5 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設
整備事業特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第 2 0 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、日程第 2 1 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、日程第 2 2 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、日程第 2 3 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、日程第 2 4 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、日程第 2 5 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 3 ページをお開きください。

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案
について

議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について

議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案に
ついて

議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 2 9 号から議案第 3 4 号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 9 号から議案第 3 4 号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 2 9 号 平成 2 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第 3 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、議案第 3 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、議案第 3 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第 3 3 号 平成 2 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第 3 4 号 平成 2 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第26 議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案

について――

○議長（内堀恵人君） 日程第26 議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 1ページをお開きください。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

2ページをお願いします。

議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案（第8号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） なし。

○議長（内堀恵人君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第35号についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第35号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案については、
委員長報告のとおり決しました。

―――日程第27 議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

―――日程第28 議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第27 議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案について、日程第28 議案第37号 平成23年度
御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 1ページをお開きください。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

委員会審査報告書

2ページをお開きください。

議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
案(第4号)について

議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第
3号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、議案第36号から議案第37号についてを一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第37号については、討論を省略し、ただちに一括して採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第36号 平成23年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、議案第37号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第29 議案第38号 平成23年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

―――日程第30 議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案について―――

―――日程第31 議案第40号 平成23年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第29 議案第38号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第30 議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、日程第31 議案第40号平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 3ページをお開きください。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

委員会審査報告書

議案第38号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第4号）について

議案第40号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により、報告します。

○議長（内堀恵人君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長からの報告がありました議案第38号から議案第40号についてを、一括議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号から議案第40号については、討論を省略し、ただちに一括して採

決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第38号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案
について、議案第39号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補
正予算案について、議案第40号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計
補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第32 発議第3号 中部横断自動車道の早期全線整備を求める

意見書の提出について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第32 発議第3号 中部横断自動車道の早期全線整備を求
める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 6ページをお開きください。

発議第3号 中部横断自動車道の早期全線整備を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり意
見書を提出する。

平成24年3月12日 提出

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古 越 弘
賛成者 御代田町議会議員 武 井 武
御代田町議会議員 茂 木 勲
御代田町議会議員 小井土 哲 雄

中部横断自動車道の早期全線整備を求める意見書（案）

高速道路は、日本の経済を支える物流の要であり、人々の暮らしを支える生命線でもあります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、壊滅的な被害により、鉄道や港湾施設が機能できない中、高速道路が早急に復旧したことにより、緊急輸送の基軸として、多大な効果を発揮し、真に被災地の方々の生命線となりました。この災害を教訓として、改めて災害に強い国土づくり、特に日本海と太平洋を結ぶ高速交通網強化の必要性が再認識されました。

中部横断自動車道は、東海地震等による重大な災害の発生が危惧される中で、広域的防災体制の強化に必要な緊急輸送路としての役割を担うばかりでなく、医療過疎地域への救急搬送手段の提供など多様な住民福祉を提供する機能も兼ね備える、佐久広域住民の生活にも密接した「命の道」であります。

また、中部横断自動車道は、静岡、山梨、長野、新潟の4県を結び、東名、新東名、中央、関越、北陸の5つの高速道路と接続し、「関東大環状連携軸」を形成する路線となり、物流体系の強化、交流圏の拡大、広域的観光ゾーンの形成などを促進し、交流人口の創出に大きく貢献する「真に必要な道路」であり、その整備効果は計り知れないものがあります。

しかしながら、中部横断自動車道には基本計画区間が残されており、高速道路の整備による真の効果を最大限に発揮するためには、未整備区間の解消が急務となっています。

よって、中部横断自動車道の早期全線整備に向け、次の事項について必要な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 基本計画区間である八千穂インターチェンジ（仮称）から山梨県の長坂ジャンクション（仮称）間について、早期に整備計画区間へ格上げすること。
2. 佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジ（仮称）間の早期供用開始に向け、十分な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

提 出 先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

総務大臣 殿

国土交通大臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、提案説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君）

発議第3号 中部横断自動車道の早期全線整備を求める意見書案について、提案説明をいたします。

初めに、昨年3月11日に発生した東日本大震災によって、お亡くなりになられた方々に改めて慎んで哀悼の意を表するとともに、被災された方々、1年を経過して今もなお避難を余儀なくされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、この大震災の壊滅的な被害により、鉄道や港湾施設がその機能を失う中、いち早く復旧した高速道路が、被災地に向かう消防や自衛隊の交通手段を始め、官民さまざまな車両によって、日本全国から被災地へ届けられた支援物資の搬送及び人的支援などに、非常に大きな役割を果たしました。高速道路がまさに緊急輸送の基軸となったことは記憶に新しいところであり、現在においても輸送の基軸となっております。この震災を教訓として、改めて災害に強い国土づくりの必要性が再認識されました。

中部横断自動車道は、東海地震等による災害の発生が危惧されている中で、広域的防災体制を強化するための緊急輸送路としての役割も担っており、災害に強い地域づくりのために必要不可欠な道路であります。

また、中部横断自動車道の早期全線整備は、長引く不況の中、佐久広域の物流体系の強化、交流圏域の拡大、広域的観光ゾーンの形成などを促進し、交流人口の創出に大きな貢献が期待される真に必要な道路であり、一刻も早い全線開通は、計り知れないほど大きな効果が期待できるものであります。

昨年3月の小諸佐久ジャンクションから佐久南インターチェンジまで、8.5キロメートルの開通は、全線開通に向けた大きな第一歩であり、佐久広域市町村における産業・観光・文化の振興など、さまざまな可能性が、より一層高まり、交通渋滞の緩和や地域間移動の時間短縮など、全線整備の大きな効果も期待されているところでもあります。

しかしながら、国において、中部横断自動車道の今後の整備方針が検討される中、本年1月27日から2月27日までの期間で、沿線自治体、小諸市、佐久市、南佐久郡の町村、山梨県北杜市の住民に対するアンケート調査が実施されました。このアンケート調査の項目には、国道141号の4車線化（案）のみならず、現在基本計画区間となっている部分を全く整備しないという選択肢も盛り込まれており、早期の全線開通を願ってきた私たちにとっては、大変な危機感を抱かざるを得ない状況となっております。

中部横断自動車道の早期全線整備を実現するためには、佐久広域の市町村議会が一丸となって、整備促進に対する強い決意を表明することが重要であると考えます。

以上のとおり、本案に係る提案理由を申し上げましたが、当町議会といたしましても、国会及び関係行政庁に対して、中部横断自動車道の早期全線整備促進の強い意志と願いを示すため、本議案を提案した次第であります。

議員の皆さま方におかれましては、本議案に賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第3号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第3号 中部横断自動車道の早期全線整備を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

―――日程第33 請願第6号 消費税増税に反対する請願―――

○議長(内堀恵人君) 日程第33 請願第6号 消費税増税に反対する請願についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 不採択とすべきもの

1. 件名 請願第6号 消費税増税に反対する請願

(9月2日の議会において付託)

理由 「税と社会保障の一体改革」を進めるべきであり、消費税増税は避けて通れないため。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

○議長(内堀恵人君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、請願第6号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

(1 番 野元三夫君 登壇)

○ 1 番 (野元三夫君) 議席番号 1 番、野元三夫です。

紹介議員として総務福祉文教常任委員会でどのような討論をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長 (内堀恵人君) 古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (古越日里君) 請願第 6 号 消費税増税に反対する請願についてであります。審査において、採択・不採択、それぞれの立場で意見がありました。

採択とする意見としては、消費税は所得のない人にも負担を求める不平等な税であることから、増税は反対とのことでした。

一方、不採択とする意見としては、税と社会保障の一体改革は必要なものであり、現在の社会情勢からして、消費税増税は避けて通れないとの意見でした。

このような意見を踏まえ、挙手による採決の結果、採択 1 名、不採択 4 名といった結果となり、本請願は「不採択」と決したところであります。

○議長 (内堀恵人君) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第 6 号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

市村千恵子議員。

○ 1 0 番 (市村千恵子君) 議席番号 1 0 番、市村千恵子です。

討論をお願いいたします。

○議長 (内堀恵人君) 異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許します。

市村千恵子議員。

(1 0 番 市村千恵子君 登壇)

○10番（市村千恵子君） 議席番号10番、市村千恵子です。

請願第6号 消費税増税に反対する請願について、総務福祉文教常任委員長報告は不採択とのことでありますが、請願に対して賛成の立場から討論を行います。

政府は、2月17日、社会保障改革とその財源の安定的な確保を目的とした社会保障税の一体改革大綱を閣議決定し、その財源として、消費税率を10%へと段階的に引き上げていく方針を示しました。長期にわたる景気低迷と異常な円高の中、東日本大震災と福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故が発生し、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えています。今、日本経済の立て直しが、国民的課題となっているわけです。

こうした経済状況のもとで、大幅な消費税増税がどのような結果をもたらすかは、1997年橋本内閣が消費税を3%から5%へ増税したとき、当時、ようやく上向いていた景気をどん底に突き落としてしまいました。国と地方の借金は減るところか逆に4年間で200兆円も膨らみ、国の財政状況が悪化の一途をたどったことは、皆さんもご存じのことと思います。逆進性の高い消費税の引き上げは、低所得者ほど負担が重く、社会格差の拡大と内需を一層冷え込ませることになります。また、社会保障の改革の中身も、年金給付の引き下げ、支給年齢の引き上げ、医療費負担の大幅な引き上げを含むものとなっており、悪循環を加速させる内容となっているわけです。消費税増税が社会保障の安定財源にならないことは明らかです。

地域の中小事業者にとって、消費税を価格に添加することが困難で、少なからず自腹を切って納税をするという事態があります。消費税増税が行われれば、中小事業者の経営を更に困難なものとし、そこに勤める従業員の賃金抑制と雇用不安につながり、地域経済に深刻な打撃を与えられると考えられます。

今、確定申告中で、中小事業者の方々が口々に言っておられるのは、2つあります。1つは、消費税という税金は、利益にかかる税金ではなく、売上げにかかってくる。赤字でも情け容赦なく取られる。この税金の不合理的な仕組みです。もう1つは、これ以上消費税が上がったら、景気が悪くなる。景気が悪くなったら、売上げはますます落ち、利益が減る。しかし、納める消費税は2倍になる。もうやっていけなくなる。廃業するしかないという声もあります。

日本経済新聞社とテレビ東京が、2月17日から19日に共同で実施した世論調査では、消費税関連法案の3月末までの国会提出に先だち、政府与党が決定してい

る消費税率を2014年に8%、15年までに10%に引き上げる案について、賛成は40%、反対は49%だったとの報道もあります。

世界的な経済の行き詰まりの中で、経済協力開発機構OECDは、富裕層へ増税すべきと各国に提言しており、アメリカやEUでは、富裕層への増税が主流となっています。その一方で、我が国においては、担税能力の高い大企業、大資産家、富裕層への税制上さまざまな優遇措置が取られています。復興財源として、国民には所得税、住民税で新たな8兆1,000億円、これは25年の累計であります、の負担が増える一方で、法人税は5%の恒久減税が行われ、3%の復興特別税を3年間かけるだけで18兆円、25年の累計でありますけれども、減税を受けることになります。消費税導入後23年間に、国民が支払った税額の累計は238兆円。この間の法人税の減収額の累計は223兆円で、消費税は法人税の穴埋めに使ったと言われても仕方のない状況です。

こうした状況を改めない限り、幾ら消費税を引き上げても、財政の再建や社会保障の担保には、全くつながらないことは明らかではないでしょうか。それどころか、疲弊しきった地域経済、中小企業、農業、地域住民に与える影響は、計り知れません。

以上の理由により、請願第6号 消費税増税に反対する請願に賛成し、社会福祉文教常任委員長の報告に反対するものです。

○議長（内堀恵人君） 次に、委員長報告に対する賛成者の発言を許します。

柳澤 治議員。

（11番 柳澤 治君 登壇）

○11番（柳澤 治君） 委員長報告に対する賛成討論を行います。

日本は現在、国債発行額が900兆円を超えており、先進国の中で一番借金を抱えている国となっております。そんな中、東日本大震災に見舞われ、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の処理も含めて、莫大な震災復興財源が必要となります。少子高齢化が進む中、年金、医療、介護、子育て支援の社会保障と、税の一体改革は必ず行われなくてはなりません。我々のこの世代で、これ以上、借金を増やしてよいのでしょうか。社会保障が経済状況に左右されない仕組みをつくることです。経済の変動による税収の影響が大きい所得税、法人税ではなく、税収の安定している消費税の増税は、避けて通れないと思います。

最後に、国の徹底した政治改革と行政改革を訴え、請願第6号 消費税増税に反対する請願を「不採択」として、委員長報告に対する賛成討論といたします。

○議長（内堀恵人君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、討論を終結し、請願第6号を採決いたします。

委員長報告は、請願第6号については不採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、請願第6号 消費税増税に反対する請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第34 請願第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願―――

○議長（内堀恵人君） 日程第34 請願第8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件 名 請願第 8号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願
（3月2日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました、請願第8号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第8号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第8号については採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第8号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願については、委員長報告のとおり決しました。

武井 武議員。

○9番(武井 武君) 暫時休憩を求めます。

○議長(内堀恵人君) では、この際暫時休憩いたします。

(午前11時02分)

(休憩)

(午前11時14分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第35 請願第9号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増

を求める意見書提出に関する請願―――

○議長(内堀恵人君) 日程第35 請願第9号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願についての、審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(古越日里君) 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 請願第 9号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求め
る意見書提出に関する請願

(3月2日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

○議長(内堀恵人君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、請願第9号を議題
といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第9号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第9号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、請願第9号 30人規模学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第36 請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校

全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増

を求める意見書提出に関する請願――

○議長（内堀恵人君） 日程第36 請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 4ページをお開きください。

請願・陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件 名 請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

(3月2日の議会において付託)

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員 古越日里

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、請願第10号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第10号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、請願第10号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、請願第10号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第37 陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情――

○議長(内堀恵人君) 日程第37 陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情についての審査報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

(3月2日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、

以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀恵人君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長からの報告がありました、陳情第11号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第11号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第11号については、趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、陳情第11号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第38 陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長（内堀恵人君） 日程第38 陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情についての審査報告を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 4ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情

(3月2日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

総務福祉文教常任委員長 古越日里

○議長（内堀恵人君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長からの報告がありました、陳情第12号を議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第12号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第12号については、趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第12号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第39 陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、

地元建設業への支援を求める陳情――

○議長（内堀恵人君） 日程第39 陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、
地元建設業への支援を求める陳情についての審査報告を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（古越 弘君） 5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業へ
の支援を求める陳情

（3月2日の議会において付託）

意見書を提出すべきである。

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、
以上を報告します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

町民建設経済常任委員長 古越 弘

○議長（内堀恵人君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長からの報告がありました、陳情第13号を議
題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第13号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

委員長報告は、陳情第13号については、採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第13号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第40 意見案第14号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を
求める意見書案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第40 意見書案第14号 「義務教育費国庫負担制度」の
堅持を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 8ページをお開きください。

意見案第14号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案について
上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古 越 日 里

賛成者 御代田町議会議員 池 田 健一郎

御代田町議会議員 笹 沢 武

御代田町議会議員 柳 澤 治

御代田町議会議員 市 村 千恵子

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書(案)

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の
機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果

たしてきたところです。

しかし、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われました。更に平成5年度以降、共済費追加費用・共済費長期給付と公務災害補償基金負担金・退職手当と児童手当が一般財源化されました。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君）

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提案説明を行います。

三位一体改革が推し進められる中で、義務教育費国庫負担率が2006年度から3分の1に引き下げられたまま、現在まで来ています。これは、教育の地方格差が現実のものとして懸念される事態になってきています。

義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、国の責務である、教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を復元すること、国庫負担金から既に除外した項目の復元を求めるため、本意見書を提出する次第であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第14号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見書案第14号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第41 意見案第15号 30人学級の早期実現、教職員定数増を

求める意見書案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第41 意見案第15号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 10ページをお開きください。

意見案第15号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者	御代田町議会議員	古越日里
賛成者	御代田町議会議員	池田健一郎
	御代田町議会議員	笹沢武
	御代田町議会議員	柳澤治
	御代田町議会議員	市村千恵子
	御代田町議会議員	東口重信

30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書(案)

学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げて、少人数学級において一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが不可欠である。政府は本年度から、小学校一学年において35人学級の実施が決定されているが、国の責任で更にこの動きを拡大していくことが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められている。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人あたりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、「新・教職員定数改善計画」の速やかな実施や「教職員配置の更なる充実」が必要である。現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する独自の措置が、多くの都道府県や市町村で行われている。本県も中学一学年において実施を始めた。しかし、地方交付税の削減も始まり、地方財政への圧迫も差し迫った問題である。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国の責任において早期に「30人学級定員」を実現することを含めた、新・教職員定数改善計画を即座に実施すること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君）

30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提案説明を行います。

学校をとりまく諸問題を解決するには、現行の「40人学級定員」を引き下げて、少人数学級において、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた、心の通い合う教育をすることが不可欠であります。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれ合うことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

次代を担う子どもたちや、子どもたちの健やかな成長のために、国の責任において早期に「30人学級定員」を実現するとともに、「新・教職員定数改善計画」を即座に実施し、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第15号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、意見案第15号 30人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第42 意見案第16号 長野県独自の30人規模学級の

中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、

県独自に教職員配置増を求める意見書案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第42 意見案第16号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 12ページをお開きください。

意見案第16号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出

します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古越日里

賛成者 御代田町議会議員 池田健一郎

御代田町議会議員 市村千恵子

御代田町議会議員 東口重信

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書（案）

2002年度から県独自に実施した「30人規模学級」は、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、県独自の施策に深く敬意を表すところである。また、2011年度から、中学校一学年にも30人規模学級が導入された。学年による教育条件のアンバランスをなくすためにも、全学年において同様の施策が早急に実施されることが求められている。

一方、少子化の中で過疎化のすすむ地域においては、現行基準のもとでは複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれている。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育保障の観点から、複式学級は避けるべきである。そのためには現行の複式学級の基準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められている。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために次の事項を実現するよう、強く要望する。

記

1. 県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること。
2. 現行の複式学級の編成基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
3. 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

長野県知事 阿部 守一 様

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越日里総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 古越日里君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（古越日里君） 長野県独自の30人学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提案説明を行います。

長野県は、2002年から独自に学級定員の基準を引き下げ、本年度は中学校一学年まで「30人規模学級」を拡大しました。

しかし、保護者はどの学年においても豊かな教育条件が保障されることを望んでおり、教職員もどの子にも行き届いた教育が保障されることを願っています。

「30人規模学級」は、一人ひとりの子どもたちとの深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育のために不可欠な措置であり、全学年において早期に実現されることが求められています。

また、教職員がゆとりを持って子どもたちと触れ合うことができるようにするために、県独自に教職員配置を大幅に増やすことが求められています。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、「30人規模学級」の中学校全学年への拡大、県独自に教職員配置の大幅増を実現するため、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第16号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第16号 長野県独自の「30人規模学級」の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第43 意見案第17号 直轄事業の継続と適正な維持管理、

地元建設業への支援を求める意見書案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第43 意見案第17号 直轄事業の継続と適正な維持管理、

地元建設業への支援を求める意見書案についてを議題といたします。

意見書案の朗読をいたします。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長(荻原謙一君) 14ページをお開きください。

意見案第17号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書案について

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年3月12日

御代田町議会議長 内堀恵人様

提出者 御代田町議会議員 古 越 弘

賛成者 御代田町議会議員 武 井 武

御代田町議会議員 茂 木 勲

御代田町議会議員 野 元 三 夫

直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書(案)

政府は、一昨年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。「大綱」では「道州制」についての検討も射程に入れていくとしつつ、『補完性の原則』に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民にもっとも身近な基礎自治体が広く担う」と記載されている。

しかし、三位一体改革に見られたように、政府は国家財政の健全化のためには「地方交付税の削減」と「国庫補助負担金の削減」であり、地方財政の困窮や破綻が念頭に置かれていない。加えて、道州制と道州制に向けた市町村のさらなる合併が進むことで住民の権利が行使しにくくなることが想定されることから、現在議論されている地域主権改革は住民自治解体の危険が潜在していると考えられる。

このような地方移譲を推進することは、国が自らの責任を放棄し地方自治体へ押し付けることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、公平・公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して住民にとって有益であるとは思えない。

未曾有の被害を及ぼした東日本大震災を始め、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減とともに疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態である。加えて、地方にとって建設業は基幹産業の1つであることから、建設業が雇用対策ともなっている実態であり、必要かつ不可欠な存在である。こうした実態から、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成及び維持を行う必要は極めて重要である。

一昨年、国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回や法面除草の維持管理レベルが低下している。路上落下物の放置は重大交通事故の発生を誘発し、除草の縮減によって農産物の害虫被害の温床となるほか、視距不足による安全な通行への影響も懸念される。また、河川管理における維持管理費の削減も、河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険にさらされる可能性がある。

特に重要な施設を担当する国の公物管理は、その機能確保などは連続的かつ広域的に対応することが最前であり、引き続き、国が行うべきである。さらに、緊急的な災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことや、専門性及び大規模災害の対応経験が豊富な国が行うことで、より速く確実

に対応することが可能である。したがって長野県全域の防災支援を担う国土交通省関東・北陸地方整備局及び管轄する長野県国道事務所、千曲川事務所のほか、その出先機関の各出張所を存続させることは不可欠である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き、国がその責任において実施することとし、国土交通省の地方出先機関を廃止しないこと。
2. 地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。
3. 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。
4. 地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成及び経営維持のための適正な措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

長野県御代田町議会

提 出 先

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
行政改革担当大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿
北陸地方整備局長 殿
関東地方整備局長 殿
長野県知事 殿
長野県議会議長 殿

○議長（内堀恵人君） 本案について、趣旨説明を求めます。

古越 弘町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 古越 弘君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(古越 弘君) 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書の提案説明を行います。

未曾有の被害を及ぼした東日本大震災を始め、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に対し、被害者の救出や災害復旧のため先頭に立つべき地域の建設業の育成及び維持を行う必要は、極めて重要であります。

一昨年、国が建設管理する直轄国道の維持管理費が約20%削減され、維持管理レベルが低下しています。また、河川管理における維持管理費の削減も河川災害の危機を高め、住民の生命や財産が危険にさらされている可能性があります。

特に重要な施設を担当する国の公物管理は、引き続き国が行うべきであり、長野県全域の防災支援を担う国土交通省、関東・北陸地方整備局及び管轄する長野国道事務所、千曲川事務所のほか、その出先機関の各出張所を存続させることは不可欠であることから、本意見書を提出する次第です。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第17号は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第17号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて閉会にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（内堀恵人君） 閉会に先だち、町長よりあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 3月定例議会の閉会にあたりまして、ひと言お礼を申し上げます。

議員の皆さまには、11日間にわたり慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。本議会に提案いたしましたすべての案件について、ご決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

ご決定いただきました予算に基づく諸事業の執行にあたりましては、誠心誠意、職員一丸となって進めさせていただきます。

また、本議会の中で議員の皆さまからいただきました貴重なご意見やご提案、またご批判に真摯に耳を傾けて、今後の行政運営に努めてまいりたいと考えております。

昨日、東日本大震災から1年を経過しました。いまだに現地では厳しい状況が続いています。原発事故による放射能汚染は、被害の拡大が懸念されているところでもあります。御代田町としては、今後も求められる支援活動に積極的に取り組むとともに、国におきましては、責任ある迅速な対応を強く求めるものであります。

被災地の一日も早い復興と、原発事故による被害の収束を願い、3月議会閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

――退職者あいさつ――

○議長（内堀恵人君） ここで、この3月31日をもって退職されます課長より、あいさ

つを求めます。

まず初めに、重田勝彦消防課長。

(消防課長 重田勝彦君 登壇)

○消防課長(重田勝彦君) 私事で大変恐縮ではございますが、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。ひと言退職のごあいさつをさせていただきます。

私、この3月31日をもって御代田消防署を退職になります。

昭和46年10月入署以来、40年間消防職員としてまことに微力ではございますが、広域圏内の皆さま、特に御代田分署発足当時から、御代田町の安全・安心のためとなる仕事に携わってきました。私なりに少しお役に立てたかなと思っているところでございます。

この間、議員の皆さまには大変暖かいご指導、ご支援をいただきまして、まことにありがとうございます。感謝と御礼を申し上げます。

また、理事者の皆さま、職員の皆さまにも、長い間本当にお世話になりましてありがとうございます。感謝と御礼を申し上げます。

昨年の東日本大震災以来、大きな地震の発生が危惧されておりますが、災害のない御代田町であってほしいことを願っております。

最後になりましたが、御代田町そして御代田町議会のさらなるご発展と、議員の皆さま方のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、退職のあいさつとさせていただきます。

本当にお世話になり、ありがとうございます。

(拍手)

○議長(内堀恵人君) ありがとうございます。

続きまして荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) 私事で大変恐縮ではございますが、議長の許可をいただきましたので、ひと言ごあいさつさせていただきます。

私もこの3月31日をもって定年により退職することになりました。

民間会社に3年ほど勤めた後、昭和48年に町職員として採用いただいて以来、足掛け39年間の長きにわたり、理事者を始め多くの職員の皆さんに支えられながら、微力ではありましたが、町のために仕事をさせていただきました。

この間、建設課、産業経済課、再び建設課と、事業課畑で約30年、その後、町民課、教育委員会、こども課も併任されていましたが、その後総務課で9年間務めさせていただき、塩野地区の圃場整備や桜ヶ丘団地の建替え、中学校建設など、大きな事業にも携わらせていただきました。その中でも塩野地区の圃場整備では、換地作業など事業の推進にあたりまして、地元役員の皆さまと苦労を共にさせていただいたことが、今でも最近のこのように思い出されます。

こうした事業を行ううえにおきましても、議会の皆さまには、いろいろな面で大変お世話になりました。特に最後の2年間は、総務課長を務めさせていただく中で、多くのことに対しましてご指導、ご協力をいただきました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

私も、退職後は、少しばかりの農地がありますので、晴耕雨読に過ごす傍ら、一住民として町のために何かお役に立てればと考えておりますので、今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後に、重ねて、これまでの間の御礼を申し上げますとともに、御代田町議会のさらなるご発展と、議員の皆さまのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、退職のあいさつとさせていただきます。

長い間お世話になりました、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（内堀恵人君） ありがとうございました。

ごあいさつをいただきました課長の皆さん、長い間の勤務、大変ご苦労さまでございました。退職後もますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。そして、今後とも、町を見守っていただき、また、お力添えをいただきたいと思います。長い間の勤務の御礼とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

――閉 会――

○議長（内堀恵人君） それでは、これにて平成24年第1回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後0時06分

上記は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するために署名する。

議 長

議 員

議 員